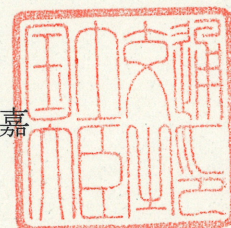


国海員第 4 1 2 号
令和 2 年 3 月 1 3 日

交通政策審議会
会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣
赤羽 一嘉



交通政策審議会への諮問について

船員法（昭和 2 2 年法律第 1 0 0 号）第 1 1 0 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第 3 5 1 号

船員法施行規則の一部を改正する省令案について

諮問理由

船員法施行規則（昭和 2 2 年運輸省令第 2 3 号）の一部を別紙に従って改正することについて、船員法第 1 1 0 条の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

(別紙)

第一 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部改正関係

船舶所有者が雇入契約の締結前に、書面を交付して説明しなければならない事項として、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第二条に規定する海賊行為による被害を受けた場合の措置を追加するため、所要の改正を行う。